安堵町地球温暖化対策実行計画策定等に係るカーボン･マネジメント調査業務委託仕様書

本仕様書は、安堵町（以下、「本町）という。）が行う「安堵町地球温暖化対策実行計画策定等に係るカーボン･マネジメント調査業務委託（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

１．業務名称

安堵町地球温暖化対策実行計画策定等に係るカーボン･マネジメント調査業務委託

２．業務の目的

本業務は、政府の目標と遜色のない削減率４０％を目指した事務事業編を策定するために、詳細な調査・分析を実施し、具体的な施策の抽出を行う。また、事務事業編の目標達成を確実にするため、全庁的なＰＤＣＡを有したカーボン・マネジメント体制の確立を目的とする。

３．業務の内容

（１） 計画準備

業務実施に際し必用な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２） 調査対象施設の基礎データ収集・整理

本町が所管する施設から事務事業編の対象となる施設（調査対象施設）の整理を行うものとする。また、本町が提供する調査対象施設における過去のエネルギー使用量等の基礎データを収集整理し、施設ごとの温室効果ガス総排出量を把握するものとする。なお、温室効果ガス総排出量の算定対象期間は平成 25 年度以降とする。

（３） 調査対象施設のスクリーニングと分析

温室効果ガスの排出量が大きな施設から主要な施設を抽出し、設備更新等による省エネルギー化の可能性を分析するものとする。さらに効果が高いと思われる代表施設のうち、5 施設を省エネ診断の対象施設（モデル施設）として選定するものとする。なお、主要な施設及びモデル施設の抽出にあたっては、本町職員と協議の上、対象を確定するものとする。

（４） モデル施設に対する省エネ診断

モデル施設に関する建築・電気設備・機械設備等の竣工図面などを参考に現地調査を行い、省エネ診断を実施するものとする。なお、省エネ診断に際しては、設備改善及び運用改善の視点から診断を行うものとする。

（５） 温室効果ガス削減に向けた各種施策の検討

省エネ診断の結果を踏まえ、本町における温室効果ガス総排出量の削減に向けた施

策を検討する。またモデル施設を事例とし、省エネ診断の結果を踏まえ、温室効果ガスの削減モデルを検討するものとする。

（６） 温室効果ガス削減効果の推計

上記で検討した施策及び温室効果ガス削減モデルを全庁に展開した場合の温室効果ガスの削減効果の推計を行うものとする。

（７） 設備導入スキームの検討

温室効果ガスを効率的に削減するための設備導入に関し、複数の事業手法を比較し、効果的な設備導入スキームを検討するものとする。

（８） カーボン・マネジメント体制及び事務事業編策定素案の検討支援

上記までの結果を踏まえ、設備更新及び各種施策による削減目標を設定するとともに、本町の温室効果ガス削減のためのカーボン・マネジメント体制及び事務事業編の策定素案の検討支援を行うものとする。

（９） 報告書作成

上記（２）から（８）の結果を報告書として取りまとめる。

（１０）打ち合わせ・協議

打ち合わせ・協議は３回とし、初回、中間、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受注者がとりまとめ、発注者及び受注者が確認のうえ双方が保管するものとする。

４. 履行期間

契約締結日の翌日から平成３１年２月１０日まで

５. 成果品

（１） 成果品は次のとおりとする。

①	安堵町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定素案	５部
②	業務報告書	２部
③	その他関連資料	１式
④	上記データを格納した電子データ（CD-R）	１部

（２） 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、安堵町が保有するものとする。

（３） 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（４） 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

６．その他

（１） 本業務は、環境省「平成３０年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)」の趣旨を遵守のうえ実施すること。

（２） 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（３） 受注者は、安堵町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに､業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（４） 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

（５） 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。